

# 男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付事業 に係る協力店舗募集要領

## 1. 目的

65歳以上のシニア世代のスマートフォン（以下「スマホ」という。）の所持・活用を促進し、年齢等によって生じる情報格差の解消と「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を図る。

そのため、本市では、一定の要件を満たす高齢者が初めてスマホを購入する際の購入費用を助成する「男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付事業」を令和6、7年度に引き続き、令和8年度において実施する。本事業の円滑な実施のためには、本市と携帯電話販売店舗との連携が必要であることから、この趣旨に賛同し、ご協力いただける店舗（以下「協力店舗」という。）を募集し、本補助事業の実施に係る協力店舗の指定やスマホ教室について以下の通り規定する。

## 2. 補助事業の概要

別紙「男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）」に記載の通り。

## 3. 協力店舗の指定要件

次に掲げる全ての要件に該当することとする。

- ① スマホ本体を実店舗で販売している店舗であること。
- ② SIM 契約事務を行っていること。
- ③ スマホ所有者を対象としたスマホ教室又はこれに準ずる個別相談等を定期的実施していること。
- ④ 補助対象者に対し、スマホ所有者氏名、購入年月日等が明記された書類の発行及び市が指定する男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付申請用証明書（別紙1）を発行できること。
- ⑤ スマホ購入時の設定支援ができること。
- ⑥ 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑧ 本市が行う当該補助事業に関する周知活動において、店舗名等を記載することに同意すること。

## 4. 申込方法

別に指定する様式に必要事項を記入の上、電子メール又は郵送にて提出すること。令和8年度当初から指定を受けようとするときは、令和8年3月25日（水）までに必着とし、それ以降は、次の受付期間において随時受け付けるものとする。

送付先：oga\_digital@city.oga.akita.jp

## 5. 受付期間

令和8年3月17日（火）から令和8年12月28日（月）まで

## 6. 指定方法及び通知

提出書類により審査し、その結果をメールで通知する。

## 7. 協力店舗として行うこと

### (1) スマホ購入時の説明

補助対象者に対し、当該補助事業に関する説明を丁寧に行うほか、初期設定や簡易的な使い方の説明、男鹿市公式 LINE アカウントの設定支援、詐欺被害防止に関するアドバイス等を行うこと。

### (2) スマホ教室等の開催

本事業の対象となる高齢者等に対し、1コマ当たり45分程度の「スマホ教室<sup>※1</sup>」又はこれに準ずる「個別相談会<sup>※2</sup>」を開催すること。また、スマホ教室等の開催に当たっては、スマホの利便性や基本的な操作に加え、LINEなどの各種アプリケーションやキャッシュレス決済等に関する内容を含めるよう努めること。

「スマホ教室<sup>※1</sup>」…協力店舗又は市が主催して開催するもので、スマホやアプリケーションの操作や活用方法を教える集合形式の講座を指す。

「個別相談会<sup>※2</sup>」…スマホ操作等の不明な点について個別の相談を受ける機会を指す。

※ 令和8年度中、男鹿市では、市内コミセン等でスマホ教室及び個別相談会を月10回開催予定。

### (3) 男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付申請用証明書の発行

補助対象者が初めてスマホを購入する者であることを、過去の契約状況やヒアリング等により店舗窓口で確認した上で、男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付申請用証明書（別紙1）を発行すること。

### (4) スマホ教室等受講証明書の発行

スマホ購入後、補助対象者がスマホ教室又は個別相談会を受講したとき、スマホ教室等受講証明書（別紙2）を発行すること。

### (5) 広報活動

当該補助事業の広報活動を積極的に行うこと。

## 8. 協力期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとする。ただし、市と協力店舗が協議の上、協力期間を短縮することができるものとする。

## 9. 費用負担

「7. 協力店舗としてご協力いただく内容」に係る費用は、原則として協力店舗の負担とする。

## 10. その他

- (1) 協力店舗への指定申込に係る費用はすべて申込者の負担とする。
- (2) 市に提出した申込書類は返却しない。
- (3) 申込に伴う個人情報は、当該補助事業に関する用途に限ってのみ使用する。
- (4) 本要領の内容について疑義が生じた場合、又は本要領に定めのない事項については、市と協議の上、決定する。

## 11. 問合せ

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1

男鹿市総務企画部総務課デジタル推進班

電話：0185-24-9125

FAX：0185-23-2424

男鹿市長 様

(担当：総務課デジタル推進班)

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金事業に係る  
協力店舗への指定申込書

標記の件につきまして、男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金事業に係る協力店舗募集要領に基づき、協力店舗の指定を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

① 店舗名	
② 代表者 (職・氏名)	
③ 所在地	〒        -
④ 電話番号	
⑤ 担当者 (職・氏名)	
⑥ 担当者連絡先	(電話番号) (メールアドレス)
⑦ スマホ教室等で扱う 講義の内容	(主なものを列記してください)

※ 本事業の実施に係り、男鹿市補助金等交付規則（平成 17 年 3 月 22 日男鹿市規則第 40 号）及び男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱に定める内容を確認した上で提出してください。

## 別紙 1

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金  
交付申請用証明書

契約者氏名	
利用者氏名	同上 <small>契約者と異なる場合は、利用者の氏名を記載してください</small>
契約日	令和 年 月 日
契約区分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> フィーチャーフォンからの機種変更
端末電話番号	— —
メールアドレス	@
男鹿市公式 LINE 登録	<input type="checkbox"/> 登録済み
スマホ教室	<input type="checkbox"/> 受講済み（受講証明書発行済） <input type="checkbox"/> 未受講（受講予定 月 日 テーマ： ）
<p>（購入店舗証明欄） 上記について相違ありません。 令和 年 月 日 店舗名・代表者（職・氏名）</p>	

## 【男鹿市公式 LINE 登録】

次の二次元コードを読み取るか、LINE ホーム画面で🔍検索に「秋田県男鹿市」と入力して、友だち登録をお願いします。



## スマホ教室等受講証明書

様

貴方は上記の講習について受講したことを証明します。

受講場所	<input type="checkbox"/> ショップ名	<input type="checkbox"/> ショップ名
	<input type="checkbox"/> ショップ名	<input type="checkbox"/> ショップ名
	<input type="checkbox"/> 男鹿市開催のスマートフォン教室 (場所： )	
受講内容 (簡単に)		
受講年月日	令和 年 月 日	

令和 年 月 日

教室の主催者(店舗)名・代表者職・氏名